

令和6年度 第6回吹田市政策調整会議概要

日 時：令和6年（2024年）10月24日（木）午後2時30分～午後2時55分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：春藤副市長、辰谷副市長、大山総務部長

所 管：【行政経営部（企画財政室）】今峰部長、二宮次長、吉川参事、福永主幹、
長谷川係員

【都市計画部（資産経営室）】伊藤理事、藤原室長、上月参事

案 件	使用料・手数料及び自己負担金等の見直しについて
担当及び関連部局	行政経営部（企画財政室）、都市計画部（資産経営室）
【案件概要】 吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、使用料・手数料及び自己負担金の一部について、改定しようとするもの。 併せて、行政財産の使用料の徴収に関する条例施行規則別表に定める駐車場の使用料について、一部改定するほか、今年度開設した施設に係る駐車場の使用料を新設しようとするもの。	
【所管部の考え方】 令和5年度（2023年度）には、吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に「施設の有効活用を促進する使用料設定等」の項目を追加するなどの改定を行った。 今回、改定した基本方針に基づきコスト計算を行い、現行料金の1.2倍以上のものを中心に改定する。 併せて、行政財産の使用料の徴収に関する条例施行規則別表に定める駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）について、利用状況に応じた設定となるよう本庁舎の駐車場使用料を改定するとともに、新たに利用可能となる総合防災センターの駐車場使用料を新設する。	
【質疑概要】 質問： 総合防災センターの駐車場使用料の新設は令和7年（2025年）4月に実施予定か。 回答： 時期は調整中である。 質問： 保育園の自己負担金等の改正時期は令和7年4月からか。 回答： そのとおりである。 意見： 総合防災センターは、来庁者・台数も限られているが、多くの来庁者が利用する本庁舎の駐車場使用料の改定については、市報で周知が必要。 質問： 文化会館使用料は、大ホールの土日利用の分だけ改定するのか。 回答： 大・中・小の各ホールの全ての利用について改定する。資料では「主な利用区分」として大ホールの土日利用の例を示したものの。	

質問： 示されている金額は、市民が利用する時の金額か。市外利用は倍の金額か。

回答： そのとおりである。吹田市文化会館条例において、現状は、別表に市外料金を定めているが、今回の改定に合わせて、市内料金を主とする定め方に変更する予定である。

質問： 文化会館の控室の利用料金は改定があるのか。

回答： 据え置きになっている。

質問： 今後も据え置いたままなのか。

回答： 控室については、1席当たりで計算している大ホール等と異なり、1平米当たりで計算しており、現行料金の1.2倍を下回ったため、据え置きとしている。

質問： 全てに改定率の上限である1.5倍を一律に適用することはいかがなものか。

例えば、1万円の1.5倍と100円の1.5倍とでは、利用者の負担の大きさが違う。

回答： 利用者への影響も考えたうえで、今後、基本方針を改めて見直す必要もあると認識している。

意見： 利用者への適正な負担となるよう今後の基本方針見直しの際に検討していくべきである。

【結果】

本件は、承認された。会議で出た意見を踏まえて取組を進めること。